

であります。この場合におきまして、許可の場合と同様に、あらかじめ関係行政機関の長の承認を要するものといたのであります。

第十一条は、違反に対する措置に関する規定であります。本法制定の趣旨にかんがみまして、違反に対する措置としては、制限施設のうち基準面積を越える部分の使用制限命令を出し得るようになしたものであります。

十二条は、立ち入り検査に關し必要な規定を設けたものであります。すな

わち、知事は、第六条第四項に規定しております届出があつた場合、第六条第六項の規定に基く政令の規定による届出があつた場合及び前条の規定によりまして違反に対する措置として制限施設の使用制限を命じようとする場合、以上の場合に限り、立ち入り検査を行ふことができるとしたのであります。

第十三条は、聴聞の規定であります。すなわち知事が第十条第一項の規定または第十一條の規定によりまして、許可の取り消しまたは違反に対する措置を行おうとする場合に、事前に公開による聴聞を行うことを要する旨を定め、もつて、これらの処分の公正を期し、関係者の権利、利益が不当に侵害されることのないようにいたしました

第十四条は、訴願の規定であります。すなわち本法の規定による知事の処分に対し不服のある者の救済措置といたしまして、この法律の主務大臣である内閣総理大臣に訴願を提起し得る道を開いたのであります。内閣総理大臣がこの訴願を裁決しようとするときは、首都圈整備委員会及びその他の関

係行政機関の長の意見を聞かなければならぬこととし、裁決の公正を期すことといったのであります。

第十五条は、園に対する適用を明示する規定であります。國がみずから製造業の用に供するための工場の作業場または學校の教室を新設する場合も、園以外の者と同様に本法の適用を受けさせることは、この法律の目的に照らして当然であります。本条はこの旨を特に明確に規定したのであります。

第十六条は、他の関係法律の適用についての規定であります。第四条第一項ただし書きの許可の対象となる制限施設の新設に關しましては、建築基準法、学校教育法、火薬類取締法等の他の法令において、本法とは別の観点から行政府の許可認可等の処分を要することとなつてゐるものもあります。本

条は、このような他の法令と本法とが併列的に適用されるものであることを法律上明確にしたものであります。

第十七条から第十九条までの規定は、本法の施行に關し必要な罰則を規定したものであります。他の法令の類似の規定の罰則と均衡をとつて定められたものであります。

附則第二項は、本法の施行に關する事務を首都圈整備委員会事務局をして行わしめるため、首都圈整備法について所要の改正をなすものであります。

以上でございます。

○委員長(早川健一君) それではこれから質疑に入ります。御質疑のある方へ順次御発言を願います。

○田中一君 前国会で相当内容につい

ては質疑をいたしましたが、ことに、利害関係者並びに学識経験者の御意見

を伺つたのでありましたけれども、これに對して政府は、参考人の意見に対する見受けられたわけであります。

従つて、これに対する一大臣が来られました。私が聞いた範囲では、自分の了解としては、すべて条件付き賛成というように見受けられたわけであります。

さて、どういう見解を今日持たれているか。私が聞いた範囲では、自分の了解としては、すべて条件付き賛成という

ように見受けられたわけであります。

高層建築が統々と一切のあき地を埋めてしまつて建つてあるわけですね。そ

ばいいのですが、政務次官が来ていましたね。

して、どういふ見解を今日持たれているか。私が聞いた範囲では、自分の了解としては、すべて条件付き賛成という

ように見受けられたわけであります。

○田中一君 それでは大臣が来てから質問します。

○秋山長造君 ちょっととお尋ねしますが、この法律は、ただ人口増大を防ぐ

ことだけなのですか。

○政府委員(辯山俊夫君) 第一条に規定しておりますように、首都に対しま

す人口と産業が過度に集中をいたしまして、首都としての機能が非常に低下

するのじやないかと思うのです。そういうのを全然触れないで、ただ大規模な工場といふことで、昔の常識なら、

大規模な工場ができるればそれだけ人口もふえるでしょうけれども、今の状態

原因というのは、工場とか学校とかと

いうようなことではなくして、たとえば商業、あるいは今、丸の内から西銀

座かいわいにやたらに建つてあるビルが、ありますとか、そういうものによりま

す人口増加も確かにござります。ただ現までの統計で見ましたところによ

りますと、東京におきます人口増加

で一番大きな原因になつておりますのは、工業関係の従業者が一番その大きな部分を占めておるのであります。

その次は学校の関係の転入者があると

いう統計が出ておるのであります。そ

ういつた意味から、その大きな原因になつておりますものの、できます工場

あるいは学校のために入つてきます人

口をとりあえず押えていくといふこと

で、まず第一段の目的を達成いたした

い、かのように考えておるわけであります。

それから、この法律は、お説にありま

したように、東京に入つて参ります人口を抑制するのがおもな目的でござ

ついての御意見でございますが、お説のように、いわゆる中小商業でありますとか、あるいはまたサービス業で

ありますとか、そういうものによりますと、あるいはまたサービス業で

ありますとか、その限りにおいて食いとめていく、その限りにおいて食いとめていくことだけであつて、それ以外

のルートを通じて人口が集中するとい

ます。

それから、この法律は、お説にありま

したように、東京に入つて参ります人口を抑制するのがおもな目的でござ

いますけれども、私ども首都圈整備の考え方をいたしましては、一面に東

京に入つて参ります人口を抑制いた

しますと同時に、東京の周辺に工業を

いたしまして、そこに人口を吸収をし

ますけれども、私ども首都圈整備の考え方をいたしましては、一面に東京に入つて参ります人口を抑制いた

しますと同時に、東京の周辺に工業を

いたしまして、そこに人口を吸収をし

うことはやむを得ぬでかまわぬのだ。こういう考え方方に立つておられるのですか。

○政府委員(鶴山俊夫君) 人口集中の

原因是、先ほども申しましたようにい

ういふ原因で入つてくるのでござい

ますと、都市生活を営みますためにど

うしても必要な、あるいはサービス部

門でありますとか病院の関係でありますとか、こういつたもので、都市生活

を営みます上にどうしても必要なもの

があるわけでございます。こういつた

ものを制限いたしますことは、いわゆ

る都市の機能を阻害するということに

もなるわけでございます。そういうた

意味からその問題には手がつけられな

いというのが現状であると思います。

従いまして、工場、学校等で必ずしも

東京内に立地しなくともいいものがあ

るわけでございます。そういうものを

をとりあげ第一段措置といたしまし

て、対象として、それによつて人口を

押えていくということを考えておるの

でございます。

それで、先ほど申し上げましたよ

に、人口の流入を防止します方法とい

たしまして、東京都の周辺に衛星都市を

建設をいたしまして、そこに人口を吸

収をいたしまして、それを定着させる

という方途を目下鋭意育成をはかつて

おるような次第でございます。

○鶴山俊夫君 そりいたしますと、こ

の法律は、人口の東京集中とということ

に対する抜本的な対策ということでは

なくして、抜本的な対策は、それはと

ても手がつかぬ、お手あげだ、まあしか

しほうつて置くわけにもいかぬから、

気休め程度に少し隔の方をいじくり

てみようかという程度のものにすぎ

ですか。

ねという感じを持つのですがね。同じ

やるならもう少し抜本的なものを考え

てやつたらどうですか。たとえば、そ

れは外部から東京都に対する人口流入

という問題もあるでしょうけれども、そ

同時に、東京都内においても、丸の内

から銀座かいわいのああいう中心地帯

に対する人口の集中という問題もこれ

はこういうことで多少ブレークをか

けるということになるかも知れぬが、

しかしそれにしても、最近の西銀座辺

の雑踏ぶりといふものは、これは実に

ひどいですね。しかも、あれは堀でも

今まで通りあつたら、まだ少気持だ

けでもあの辺にゆとりがあるでしよう

けれども、もう堀もなくなつたし、そ

して高速度道路などといつてみたとこ

ろで、これで一体あれは道路のために

建つたのか、それとも新しく商店街を作

るために道路という名前で許可をとつ

て建つたやら、われわれは非常に大き

な疑問を持つておるのですが、ああい

う措置——とにかくあの中心部へます

ます人が集中して雑踏するよなこと

ばかり手放しでやつておるのだから、

工場だと学校だとかいう程度のもの

をちよつといじくつてみて、それで人

口の集中を防ぐと言つてみたところ

で、私は無意味だとは言わぬけれど

も、あなた方の氣体め程度の法律以外

の何ものでないと極言せざるを得な

いのです。もう少し、やはり首都

圈整備法か何か、その法律まであるの

ですから、こういうおぎなりなもので

御意見の中で、首都に対する人口の流れを防ぎますために、この程度の法律ではさわめて激渋的なものではないか

といふ御意見でございますが、お説の

すべて解決していくということには

因は、いろいろな問題が、根本的な問

題があると思います。従いまして、こ

の法律によりまして抜本的にこの問題

をすべて解消していくということには

ならないのではないかというお説に對

しましては、私どもも実は同感でござ

います。ただ、抜本的な方途はいろいろ

ございますけれども、そしてまた、

私どももいたしましても、できるだけ

そういう面に研究を進めましていか

なければならぬと思ひますけれども、そ

れども、当面の実行可能な問題といたしま

して、この法律によりまして、現在の

東京に集中して参ります人口を幾らか

でもとにかく防いでいくといふ意味合

いで、数歩前進といふ意味で、一つこ

の法律の意味合いをおくみ取りをいた

だきたいと思うのでござります。

それから、東京の都内におきまして

も、中心のいわゆる都心部における混

乱が非常なものであるといふ点は、全

くお説通りでござります。これらの

問題に対しましては、都市整備という

面から道路あるいは交通機関その他に

つきまして整備をしていかなければな

れるといふことは、わからぬこともない

けれども、実行可能なといふことはこの実効が伴わぬということだと思うのです。実効が伴わぬということであつて、実効といふのは実際の効果ですよ。実効といふのは、効果を監督しておる方が、それが無意味だとは言わぬけれども、あなた方がおきなさいふる実行可能なといふところから手をつけないといふことは、わからぬこともあります。これが、それを監督しておるのがあなた方が、それをあなた方に私は、あなた方がおきなさいふる実行可能なといふところから手をつけないといふことは、わからぬことでもあります。都知事もあるかもしれませんけれども、それを監督しておるのがあの辯護の一

番大きい責任はやはりあなた方に私

があると思う。だから多少のきき目あ

る実行可能なといふところから手をつけないといふことは、わからぬことでもあります。都知事もあるかもしれませんけれども、それを監督しておるのがあの辯護の一

番大きい責任はやはりあなた方に私

に、都心に對します集中の勢いを何とか食いとめていくといふ方途を、今後とも私どもは十分努力をいたさなければならぬ、かよう考へておりま

○春山長造君　それは、おさかちの
ただ答弁のための答弁ですよ。努力をす
るといったところで、逆な努力をして
いて、それを食いとめる努力をしてし
いなければ、何ら将来こうするといふう
ことはできませんのです。これは、
政府も東京都庁も、寄つてたがつて、
一致協力して、ますます人口を集中させ、
離踏させ、あの辺を混み入らすよ
うな努力をやつておられるからできぬ
ので、それを将来調査して食いとめる
なんて、そんなことをただ言うてみる
だけで——調査なんということは、す
でにできているはずですよ。あいいう
ことをして、それが一體人口の集中に
なるか、離踏になるか、それとも、そ
れを抑えることに役立つかどうかと
いうことは、すでに三十一年に首都都
整備法というものがてきて、そうして
整備委員会もできているわけですか
ら、その当時すでにそくらいのこと
はわかつておつて、専門家も集まつて
おられることだから、見通しも立つて
おるはずだが、それを手放しで、逆に
どんどんやらして、また助長するよう
なことをやらしておいて、それを食い
とめる道を将来考えるといつたつて、
それはただ言うてみるだけ、ちつと
もきき目はありやしませんよ。だから
ら、何かこれをほんとうに人口が都
心に集中し、都心がこれ以上離踏しな
い手を打たなければならぬというお考
えならば、これは将来調査して考える
といふようなことでなしに、もう考え

ははつきりしておるわけで、やる気があるかないかということなんで、やる気があるならば、直ちに何か抜本的な手を打たれたらどうですか。高速公路の、あの西銀座のデパート街の工事をもうこれで打ち切るとか、何かそういうことをやられたらどうですか。これは建設次官どうですか。まあ所管外とおつしやつても、やはり大臣の責任で、あなたは大臣を補佐しておられるのだから、何か一言あつてしかるべきだと思う。

○政府委員(徳安實彌君) 首都圏の方の関係につきましては、一応私どもの方の関係でございませんものでござりますから、これから大臣に次官から御説明申し上げますが、ただいまお話しになりました数寄屋橋のところの高速道路、下の方に店舗ができるておりますが、この問題につきましては、昨日も衆議院の方の委員会で非常にやかましい問題になりました、ただいま調査をいたしているわけでございます。

実はこの問題は、私が就任しない三、四年前からやかましい問題であります。衆議院では委員会で相当に御研究にもなり、究明なされた事件だそうです。しかし、まだ結論が、どうにも建設省として手の下しようがなかつたような法の盲点をついた案件らしく、ございまして、私どもわざは聞いておりました。が、そうした問題の実態について詳しく内容を承知いたしておりませんので、ただいまもう一ぺん重ねてこれを掘り返して、どういう問題になりつつあるか、きのうからそろした問題に対する調査を開始していくような次第であります。非常に怠慢のようではござりますけれども、過

去のいきさつ等を聞いてみますと、その結果、建設省でも手の下しようがなかつたということが結局委員会でもすいどん追及になり、また、つるし上げられるし、また、いろいろな関係者を呼んで審明されたようあります。が、過去において結局どうにもならなかつたといふいきさつがあるそちらあります。これから、どういう経過になつておりますか、これも一べん調査すると同時に、今その当時の関係者はみんな役所におりませんが、これをもう一べん掘り下げて、明確にして、そろして善後措置をも。法に盲点がございましたら、これも一つ研究しようとして、資料を衆議院の方に至急に出すことになりますから、いずれ参議院の方にも御希望がありますれば、そしたらものに対する資料も出しまして、そうして御研究を願い、また私の方の役所でも、その点につきましては、世間からひんしゆくをかつて、いる問題でありますから、何とか処置をとりたいと、かよよに考えております。従つて、内容について御説明申し上げ得る資料が整らせてお待ち願いたいと思います。

うことは、これははどうも、徳安さんには責任がないかもしだれぬが、全く間違はしてこれは附に落ちぬ話だと思ふ。それで、なんだかんだと言つて問題にされながらも、既成事実としてどんどん進んでゐるのありますから、これは一日々々進んでゐるのでありますから、ただ、全く困つた、仕方が無いということではうつて置くといふことはどうですかね。

○政府委員(徳安質問君) ごめんなさい。だと思うのです。しかし、政府の方でありますから、明細にこうした点もお示しください。私は、どういう経過になつて、欠陥を穴埋める措置をとらなかつた、ということは、どういう経過になつておりますか、ただいま調査しておりますが、そこまで詳しくは申しませんが、盲点と申しまして、それを建設大臣なり監督官厅――政府の方で食いとめるような処置の法的拘束権限を悪用されたということです。それで、建設大臣なり監督官厅――政府の方で、みますと都にあつた、都に移譲されるべきだと思ひます。しかし、このことでも御説明になつたそりであります。けれども、その当時、許可したときの条件と結果とは違ふではないかといふうな点について強く説明されたそりであります。しかし知事の方では、最初のときはそうであつたが、その後都議会の承認を得て、そして合法的な手続でしたといふようなことを言つてゐるそりでございまして、その決議もとつてみなければわかりませんが、問題が都知事の権限に移り、あるは都議会の関係にあるといふようなとついて、措置するような法的根

とま見る悪うとる いで謂はでま懸決まとま。いしで負た願と、結、究れる、題あ

○秋山長造君 そこで、そちらにお尋ねしますが、今、高速道路について政務次官からよくないという見解が述べられたのですが、そちらするとあなたの方は、やはり首都圈を整備していくための直接の責任を持つておられると思うのですが、で、あれに対してもういう手をお打ちに今までなつたのか、また、今どういう手をお打ちになろうとしておられるのか。それからまた、人口の都心地区への集中といふことを食いとめるためにも、また、これ以上の交通地獄を緩和していくためにも、そういう手を打つことが必要だと思っておられるのか、それとも手放しではうつておかれようとするのか、その点の一つ御方針をはつきり伺わせていただきたい。

それはさつきから私しつつこく語うとうに、努力したと思えぬと思うのですよ。むしろ逆に、ますます都心に人口が集中し、ますます交通が、雑踏がひどくなるような傾向をあなたの方自身が助長しておられるのではないかと思うのです。それで、その一つの例として、あの堀を埋め立てて、あんな商店街を作ったということを言つているだけです、何もそれだけにとどまらぬのですけれどもね。で、これは都心への集中を食いとめて、副都心を助長していくところ、というなら、副都心を助長していくところ、いうことはわかりますが、都心への集中を食いとめて、あらゆる手を打つておられるところじゃない、ますます拍車をかけようなどばかりやつておられた、それで都心へ集中することを食いとめるべき努力してきたと言つても、それは納得ができませんよ。私だけでなく、だれも納得できぬ。あなたの自身も納得できぬだろうと思う。(「その通りだ」と呼ぶ者あり) これはだれが考案しても、去年の今日と、それからことの今日と、あすこのあの一帯に行つてみて、これはもう見違えるほど集中してきたといふ感じを持たぬ者はいませんよ。これはそういうことをほうつておいて、ほうつておくばかりじゃない、それを事実上助長するようなことをやつておいて、それであれを食いとめるべく努力もしてきたし、今後も努力すると言うても、それはだれもあなた、そんなことを納得できるのじやない。

ようなことを、あれはただ、まああの高層建築がよけいできれば外国人が来て、なるほど東京はりっぱだと思つてくれるから、手放しでやつておられるのだろうか知らぬけれども、やはり都市集中と、いう、人口の都心集中といふよくな面から考へれば、ビルなんかどんどんあの辺の一ヵ所に固まつて、軒並みにこれができれば、それはそれだけ人口は集中し、雑踏することはもうわかり切つた話です。それは少々の工場なんかができるよりも、それはビル一つ建てた方がよほど人口は集中しますよ。だから、そういうことに對して、もう手放しで、ビルを幾らでもお建てなさい、幾らでも融資して上げますという方針でいかれるのか。それとも、ビルなんかについても、やはり人口集中を食いとめるという面から、何らかのブレークをかけていかれるのかですね。そこらをはつきりしていただきたいと思うのです。

○政府委員(水野 審君) ただいまの御意見、ごもっともございまして、都心集中を防止するという御意見に対しましては、私ども全く同感でございまして、私どもの方におきましても、都心集中を防止するために、たとえば御例示にございましたようなビルの建築を規制するとか、いろいろな法はあるかと思いますが、そういう点もいろいろ研究してみたのでございますが、実際問題としてそれを実施に移すということはなかなか困難なことでございまして、そこで私どもいたしましたのは、一つ、先ほど御答弁申し上げましたように、副都心を強化いたしまして、副都心に環境のいい、健全なビジネス・センターを作る、そうして都心に作るよりは副都心にそのビルなり健全な事務所が集まるようにする。そういうふなことを一つ大きな都市改造事業としてとりあえずやる。そういうふなことをまず第一にやるのが至当ではないか、というふなことを私どもとしては考えまして、とりあえずその第一着手として、たゞ構想を練つて近く実施に移したいと思っているのでございますが、これは新宿の副都心の強化の問題でございます。新宿におきましては御承知のように洗濯淨水場といふ、ああいう便利な場所になくていい施設がござります。あれを別途郊外地帯に移転をいたしまして、その跡地約十万坪ござりますが、この十万坪に第二、第三の丸ビル街を作り、そして都心へ行かないで、新宿

そういう所に環境のいい健全な業務街ができる上る。こういいうような方途を一つぜひ講じていきたい、いろいろ具体案をただいま練つております。近く何うような新宿、それに引き続いて池袋、五反田、そういうような問題も引き続いて起つてくると思うのでござります。まあそういうような方向で、ただいま私どもはそういう都心集中を防止する一つの施策を講じつつある。こりうようよくなつもりでただいまのよろな答弁を申し上げた次第でござります。

○委員長(早川愬一君) 先ほど田中君の質問がありまして保留になつておりますが、委員長がお見えになりましたから御質問願います。

○田中一君 この法律は前国会で相当激しい論議があつたのでありますけれども、中でわれわれ参考人から聞いた意見を非常に妥当なるものであると見てゐるわけです。大体条件付き賛成という形のものなんです。まああつてもなくともいいけれども、まああってもいいだらうといふような程度のものにすぎないと思うのです。そこでこういう批評というか、批判あるいは意見をお聞きになつた政府としては、この法律の実施に当つて覚悟のほどを一つ聞きたいと思うのです。われわれが審議の過程においても申し上げたことは、全くの、さる法であるということです、実効がないということですね。しかしまあよいよりいいであらうとしてすぐく翻つた除外例を設けるよう

な作例になつてゐる、全部が。もちろん既得権といふものは擁護しなければなりませんが、一つの決意をもつて国民生活あるいは公共的な立場から法の実施をするという場合には、勇気が必要なんです。一応これはやつてみるけれども、やつてみた結果実効がないとわかつたら、これは相当委員長としても、あつちの役所からつかれ、こつだ残念ながら首都圈整備委員会といふものは単なるプラン・メーカーであつて、あつちの役所からつかれ、こつ管する行政官庁の立場から主張するから、こうしたことになるとと思うのです。ほんとうに首都圈整備委員会といふものが自分の力を發揮しようとするならば、まず第一に事業費をチェックするような権限を持つこと、計画そのもの、プランだけではなくして、それに事業を遂行するための事業費といふものを委員会が持たなければならぬのです。そなればほんとうの国民が求められるような形の法律ができ上ると思うのです。そういう点について首都圈整備委員会の委員長としての遠藤さんから、この法律実施に当つてどういう態度で臨むかといふ点についての答弁を願いたいと思います。

○國務大臣(遠藤三郎君) 田中委員か

あります。この法律を出すについても、法律案をまとめるにつきましても、関係各省との間に激論をやつてきてお

るわけであります。私自身閣議で相当関係大臣と何を言つて、いるかといふよ

うな調子で議論をして、ようやくここまでまとめてきたような実情でござい

ます。それで、しかばこれをやめることかといいますと、これはやむべきでは

ない、これはやっぱり一步の前進であるので、だんだんこれを積み重ねてい

かなければならぬということ、少しでも前進をしていかないと考えて、こ

の法案を出しているようなわけであります。先ほど秋山委員からもお尋ねが

ありましたけれども、私全く同感であります。ほんとうに首都圈の問題じ

ります。今のよろび腰の態度でやつて参りますと、これは首都圈問題

といふものは非常に解決しない大いに勇気を出して前進をしなければならぬときがきてるのじやないか、その前程として一步の前進をしていくこうと

いうものがこの法律案でございます。公聴会における各委員の意見も私はよく承知しております。これらの意見は一々

知らないが、この法律案でございまして、今後これは十分に留意し、たとえば衛星都市育成を早くやらなければならぬと

いうような問題は全く同感でありますし、われわれもその考え方であります

ので、これらの意見をそれぞれ生かして、そうして今後抜本的な方策を進める基礎にして参りたい、こう考えており

ます。それには私は世論的な大きなバックも必要であろうと思ひますので、

は、ただいま御発言がありましたように、いろいろな既得権あるいはいろ

いろな建前からの主張等ががんじがらめになつておりますし、なかなか困難

人口が過度に集中いたしまして、むしろ弊害の面ばかり出でてくるような好ま

しくからざる都市ができ上つてしまつて、しかも十数万なんといつておられます

関係大臣としてもその決意をして強く進まなければならぬのじやないかと思つております。しかし、これらをやめることをよく周知徹底をして参りまして、内閣としてもその決意をして強く進まなければならぬのじやないかと思つております。しかし、一轟にそれもできませんので、御指摘のように、はなはだなまぬることではありますけれども、あまりに自立つたとえは学校とかあるいは大きな工場なんかの制限から着手をしていくから、こういう考え方でありますことをよろしく御承知置き願いたいと思います。

○田中一君

問題は首都圏の問題じやないのです。私は個人的にいちならず

都圏なんという計画は反対です。国の経済がある一つの計画性を持つたものに

ならないければ、都市といふものの変貌

といふものは、常に自由経済のしわ寄せといいますか、結論といいますかと

さつても食えるんです。ごみ箱をあ

さつても食えるんです。こういう貧困

会増といふことになつて現われてくるの

です。学校や工場の問題じやなくて、

これは政治の問題だと私はそう考えて

おるんです。で、そういう点について、

根本的に政策の違つておる現在の政府

の政策と、われわれとは平行線でございませんから、これ以上は質疑はいた

しませんけれども、こうした法律を作

るよりも、よい政治をすることが一番

大事であるということを申し上げて

おきます。これで私は質疑をやめま

す。

○秋山長造君

大臣へあらためてお伺いします。先ほど事務局長にいろいろ

御心への人口集中に対する対策の問題

について質問してきましたが、結

局、私の受けた印象としては、机の上

ではいろいろ考えられておられるよう

ですけれども、事実はこれは皆さんの

意向とは全く逆に、ますます都心に入

り口を引きつけ、殺到させ、集中させる

ですけれども、事実はこれは皆さんの

意向とは全く逆に、ますます都心に入

り河川の埋め立ての許可をいたしまし

て、もう何年前ですか詳しい数字や年月は

私忘れましたですが、非常に古い問題

になつております。あれを東京都で

店に使つておる問題については、私も

非常にあれは遺憾に思います。ただ、

そこ的新橋あたりの高架道の下部を商

店に使つておる問題については、私も

非常にあれは遺憾に思います。ただ、

河川の埋め立ての許可をいたしまし

て、もう何年前ですか詳しい数字や年月は

私忘れましたですが、非常に古い問題

になつております。あれを東京都で

店に使つておる問題については、私も

非常にあれは遺憾に思います。ただ、

河川の埋め立ての許可をいたしまし

て、もう何年前ですか詳しい数字や年月は

私忘れましたですが、非常に古い問題

設省としても非常に責任を感じる問題であります。すみやかに当初の計画通り道路を完成をさせるということを督励しなければならぬと思いまして、昨年の秋ごろから私は東京都の当局に反省を促し、すみやかに道路の目的を達するように、役に立つような道路にするようにならぬことを命じておつたのであります。あそこのちょうど敷寄屋橋の手前の朝日新聞の前の所のガードは、最近できたようになりますけれども、あれはできてもまだ道路として役に立たない、今、駐車場のようなことに使っておるようありますけれども、すみやかに道路を道路として役に立つようなものにさせることを一つ急がせたいと思います。そしてその道路の下の使い方については、すでにその権利関係ががんじがらめにきまつておるらしいのですけれども、公正にあれを使用させるなら使用させるということで、ガラス張りで何人も納得ができるような方法をもつて処理する。こういうことに指導をしていきたいと思つております。

樹であつて、やがて今、よみがへる。しかも東京でもまたそれを知りながら計画的にこれと共謀してやつておる、共謀といふ言葉はちよと語弊がありますけれども、東京都もそれを知りながら計画的でいるということは、これはもう否定できません。東京都は、それでやつて、しかも、その会社の重役なんかいうのを調べてみると、会長は原邦造、重役は後藤隆之助、大倉喜七郎、石坂泰三、藤山愛一郎といふような財界のお歷々がずらりと名前を連ねてゐる、これは実にしからぬと思うのですよ。これは東京都民をばかにしている、実際なめていると思うのです。それをこの東京のどまん中で堂々と大手を振りてやらしておいて、それで学校を制限するとか工場がどうとかいうような、そんなちやちなことだと思います。これは都民はみんな言つておりますけれども、さらにどうの緩和とかいうようなことには、これは薬にしたくもならないようなことを聞いていたら、何をとほけたことをやつてあるんだ、あれはどうするんだ、こう言うと思う。だからあの高速道路の問題は、私はあらためてもう一日でも二日でも費して徹底的に究明しなければいかぬと思う。そして建設大臣におかれても、一つ、今おつしやつた言葉の通り、これは何とか目に見えない対策を早急に講じていただきたいと思うのです。ああいうことは実際あれを野放して放つておいて、しかもあれ

いろいろなことは、それは政府も結託しているといわれても私は反駁できません。白眉公然と東京のどまん中で、しかも東京都と結託してやらしている政府としてはね。ぜひこれははつきりしていただきたい、特にお願いしておきます。

○重盛壽治君 推進しようという考え方はあるが、具体的にどういう面で協力するかという点と、責任の点がないわけですね。たとえば知事が知事の権限の条項内で許可をしようとするときに、その上の機関といふことになると、文部省と通産省といふようなことになつてくるが、建設省の監督権とかいうものははどういうふうにあるのか、その点を一つ。

○政府委員（柳山俊夫君） 知事の許可をいたします場合につきましては、それが国の監督機関といったしましては内閣総理大臣が当つております。

○重盛壽治君 言葉じりをこらえるわけではないが、さつき建設次官がきて、次官に聞いたらその方は私は関係がないからと、こういう程度の、私は非常に関係の深い建設省が、その方の法律は何か首都圏審議会とかいう方でやつているので、私の方とは関係のないことなんだから、こういふもんし感覺であるとするならば、こんな法律を作つても、やはりむしろ、この法律は一応首都圏整備委員会が作つても、建設省も運輸省も、通産省も、さつき内閣総理大臣がやるといつたが、ほんとうに都圏審議会というものが、せつから法律にできたのだから、あれに何かやらねえ。総合的にやる仕事でなければ、首内閣総理大臣がみずからやる気魄を持たなければ、こんな仕事はできません。総合的にやる仕事でなければ、首内閣審議会といふものが、せつから法律にできたのだから、あれに何かやらねえ。それでおかなければなるまい、そんなこ

の範囲が非常に広範になつておるので
すね。まあ全部がそらですが、特に一
番の「新設が、工業等制限区域内にお
ける人口の増大をもたらすことなら
ないと認められるとき。」とこういふ
ことは一体どういうことを当てはる
のか、それが一つ。これだけ都事に
権限を与えてしかも「人口の増大をも
たらすこととならないと認められると
き。」と、これはどういう理屈でもつけ
られるのですね。そうすると、さきに
希望している二万数千人が人口の抑圧
にはならないということになつて、実
際には骨抜き法律となつて、もつと露
骨に言えば利権の温床というような法
律にもなりかねない危険性があるよう
にも考えられる。御承知のように東京
都にも都会議員なんといふものがある
し、あるいはその他いろいろ仕事をす
る向きにはかなり資本家の手も動く。
先ほど秋山さんの言われたように、高
速道路の幹部の顔ぶれを見てもわかる
が、そういう人たちの圧力によつて、
せつかくの人口抑制の効果がますます
あがらないという逆な姿が出てくるの
ではないかと思いますが、その点のこと
とは御研究なさつたことはないのか、
一応お聞きさします。

所に作る、そうすると元のままの就業者でござりますからこれは人口増大にならない。やはりこの法律の第一条にございますように人口の増大を防止すると、これがこの法律の基本的な考え方でござりますので、そういう例は場合にはやはり許可するのが至当である、そういう考え方でこの一号を挿入したのでございまして、これはもうきわめて少い例は少い。ただ第一条の目的にもござりますので、その第一条の目的から考えまして、許可するのが至当然というような場合もあり得ますので、第一号を入れたのであります。

うことを考へると、この法律はあらゆるところが抜け穴だらけで、完備した法律でないということを感じます。だから施行に当つては、よほどこなれば、先ほど説いたように、利権の温床になつてみたり、法律を作つてみたが何ら意味がないということになつては私はならぬと思う。これは私は言いかえれば、結局基本的な問題に関連するけれども、首都圏側がこれまでに法律案に、委員長の言うことを聞くと大へんお骨折になつたようですから、大へん御苦労であつたけれども、それでもなおかつ首都圏が弱腰で、かなり痛めつけられて仕方なく作り上げたという感じの法案のように私は考へるので、一步前進か半歩前進か知らぬが、そういう点からもう少し研究しなければならぬじやないかと、こう考へるので、この点どこかから特に圧力が加わつたといふことはないのですか。

事例がたくさんありますので、実は今
回、ただいま提案をしておりますが、
建築基準法の改正をしまして、違反建
築を直ちに撤去させる、そういう法律
の改正を今提案をしております。そうち
ま見逃していくようなことをしないよ
うにして、基準法の上においても厳格
にその法律が施行できるような改正案
を今用意して、御審議を願おうとして
おるわけであります。そういうことを
いろいろ総合的に勘案をいたしまし
て、そしてこの法律の趣旨を達成する
ことができるよう努めて参りたいと
思います。

○重盛義治君 私は、この既成市街地
の人口を抑圧しようということは、先
ほどから各委員が言われるよう拠本
的、総合的態勢を作り上げていかなければ
ならぬし、それとの関連性において
市街地開発がどれくらい進んでいる
かというようなこと、せつかも市街地
にきめればその市長が中心になつて
汚職をやつておるような事等も現われ
ておるようだから、これとの関連にお
いていろいろお聞きしたい。また私ど
もの方針も述べたいと思いますが皆
さんお忙しい向きもあるようあります
すからこれは別に留保いたしておきま
す。

ただ最後に聞きたいことは、この制
限施設、衛星都市に誘致するのにどう
いうような助成案を考えておるか、こ
れはやはり聞いておかなければいかぬ
と思う。工場は作つてはならぬといふ
法律はできた、さてそこでこつちに誘
致するといふ場合に何か助成方法を考

○政府委員(水野春君) こもつともな
御意見でございまして、私ども工業衛
星都市の育成助長を強力にはかつて
いく、こういうことをぜひこの法律と並
行いたしまして実施をいたさなければ
ならないのでございます。そこでこの
工業衛星都市の育成助長対策といたし
まして、まず第一に考えておりますの
は、首都圏内的重要連絡幹線道路網を
根本的に整備していくところ。そこで昭和
三十二年度を初年度といたしておりま
すが、約六百億円の総事業費をもつて
してこの重要連絡幹線道路網を整備す
ていく。そういたしますと、工業衛
星都市と東京との連絡が非常に便利に
なる、そういうことによりまして工場
も誘致しやすくなる。こういうことを
第一に考えておるのでございまして、
三十二年度、三十三年度、三十四年度で
はただいま御審議をいただいておりま
すが、この重要連絡幹線道路網の整備
も着々軌道に乗りつつある状況でござ
います。

それから第二の対策といたしまして
は、工業衛星都市の建設でございます
ので、相当大規模な工業団地を取得造
成をいたしまして、できるだけ低廉な
価格でこれを工場経営者に分譲する。
そういう工業団地の中核となる土地に
つきましては、みずから取得造成して
いこう。こういうことで日本住宅公團
に三十二年度からこのような工場用地
の取得造成事業を実施しめておるの
でございます。それで八王子等の市街地
地開発地におきまして、目下この工場

用地の取得貿易事業を着々進めておる
の工業立地条件でござります。
それから第三といたしましては、こ
の工業衛星都市内の、これは広い意味
の工業立地条件でございますが、この
工業立地条件を整備する。これには何
といいましても、まず第一にその市街
地開発区域内の道路、街路を整備す
る、それから工業排水路を整備する、
工業用水道を建設する、こういうよう
な予算を確保して事業の強力な推進を
はかる、これら工場排水路を整備する、
まして着々進んでおる状況でございま
す。それから三十四年度からは新規な
事業といたしまして、工業立地条件の
整備のための公共事業が非常に進捗が
アンバランスである、こういう場合に
おきましてはそのアンバランスを調整
するという調整費が計上されておるの
でござります。そういうことによりま
して総合的にこの工業立地条件の整備
備が計画的に進められていく、こうい
うこと を期しておるわけでございま
す。まあそのほか工業立地条件の整備
の問題がいろいろございます。鉄道事
業の整備の問題とかいろいろございま
すが、そういう点につきましても一步
一歩着実に整備を進めておるといふよ
うな段階でござります。

○ 盛壽治君 私は社会党を代表して一言申し上げますが、基本的には賛成をいたします。けれども先ほど來論議の中にも言わされましたように、極端なことをいふと、あまりにも粗雑な法案であるという考え方を認めざるを得ないのであります。そこでこれの実施に當り、さらに首都圏整備委員会の仕事をとしておやりになるということだけではなくて、ほんとうにこれを実行するためには、首都圏整備委員会自体が、かなりの力といいましょうか、その力を持つていかなければならぬ。もう少し言いますならば、抜本的な方針として總てやる場合には、首都事務局の今のうち内ではこういう仕事は困難ではないからうかと考へる。國の仕事として総合施策として抜本的な方針をさらによつていく、いわゆる首都圏を整備するほんとうの仕事の、初步的な仕事の一つとしてやつていき、これをさらに上回る人口の問題にいたしましても、すべての解決をつけ得るようなものを首都圏として考えていつもらいたいという希望を一つ付言をいたしまして賛成をいたします。

○委員長(早川慎一君) 全会一致でござります。よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本院規則第七十二条によりまして議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(早川慎一君) 御異議ないと認めます。

よつてさように決定いたしました。

○委員長(早川慎一君) この際参考人に関する件についてお詫びをいたします。

建築基準法の一部を改正する法律案について参考人の出席を求めて、その意見を聴取したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(早川慎一君) 御異議ないと認めます。

なお参考人の人選並びに日時等につきましては、委員長及び理事に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(早川慎一君) 御異議ないと認めます。よつてさように決定いたしました。

本日はこの程度で散会いたします。

午後零時四十四分散会

二月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、道路整備五箇年計画の規模拡大等に関する請願(第八一二号)

一、名神高速自動車道中多賀町地域
内に乗合自動車停留所設置の請願（第八三二号）
願（第八三二号）
一、国土開発中央自動車道建設促進
に關する請願（第八九九号）
受理

第八一二号 昭和三十四年二月六日

道路整備五箇年計画の規模拡大等に關する請願

請願者 東京都千代田区三年町
一尚友会館内全国道路
利用者会議内 本多市
紹介議員 森中 守義君
郎

政府が今回五箇年計画事業の内容を策定するにあたり、国民道路投資総額を九千億円から一兆円に増額する方針を探つたことは最もよろこびとするところであるから、万障を排してこの規模を確保し、かつ適正堅実なる遂行を期するため、（一）道路費に大幅な一般財源を投入すること、（二）道路公債を發行すること、（三）ガソリン税率の引き上げを取りやめること、（四）五箇年計画道路事業費に対する地方費の負担率を軽減すること、（五）失業対策事業は五箇年道路計画事業のわく外とすること、等の措置を探られたいとの請願。

第八三三号 昭和三十四年二月九日
受理

名神高速自動車道中多賀町地域内に乗合自動車停留所設置の請願
諸願者 滋賀県犬上郡多賀町長
土田茂平外三名
紹介議員 村上 義一君
滋賀県多賀町の中心部を名神高速自動車道路が通過することになつたが、本町は当地方主要交通路の接点であり、

又産業経済関係においても重要な土地であつて近く大工場の建設も決しておあり、さらに観光の面においては多賀大社、胡宮神社、敏満寺山、桃原スキー場、芦川ダム、河内風穴等を有し、その觀光的環境極めて良好であるから、本町地域の發展のため、高速道路の本町内通過地点にバス停留所及び一般車両の駐車場を設置せられたいとの請願。

第八十九号 昭和三十四年二月十二日受理

国土開発中央自動車道建設促進に関する請願（十三通）

請願者 長野県西筑摩郡大桑村
紹介議員 青木 一男君
中央自動車道東京—名古屋間の建設について早期実現のため、次期通常国会に予定路線を定める法案を提出すると共に、昭和三十五年度予算に建設費を計上せられたいとの請願。

昭和三十四年二月二十四日印刷

昭和三十四年二月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局